

岐阜県立3病院

新人事給与システム調達にかかる公募型プロポーザル

## 募集要項

平成30年 9月

地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院

地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院

## 目次

1	趣旨	1
2	物品の概要	1
	(1) 物品名	1
	(2) 物品の内容	1
	(3) 納入期限	1
3	予定価格	1
	(1) 見積条件	1
	(2) 見積想定価格	1
4	プロポーザルのスケジュール	2
5	募集要項等の交付期間及び場所	2
	(1) 交付期間	2
	(2) 交付方法	2
6	質問書の提出	2
	(1) 参加資格要件確認書類作成に関する質問書(様式2)の提出期間	3
	(2) 提案書等作成に関する質問書(様式3)の提出期間	3
	(3) 提出方法	3
	(4) 質問書提出先	3
7	本プロポーザルに係る参加資格要件の確認	3
	(1) 提出期限	3
	(2) 提出先	3
	(3) 提出方法	3
	(4) 提出書類	3
	(5) 参加資格要件に関する質問の受付	4
8	本プロポーザルに参加する者に必要な資格	4
	(1) 参加資格要件	4
9	提案書等の提出	5
	(1) 提出期限	5
	(2) 提出先	5
	(3) 提出書類及び提出部数	5
	(4) 提案書等の作成方法	5
	(5) 提出方法	5
10	審査方法等	5
	(1) 提案者の失格事項等	5
	(2) プレゼンテーションの実施	5
11	審査及び結果の通知	6
12	契約の締結	6
13	その他	6
14	交付資料(別添)	6

## 1 趣旨

この要項は、岐阜県総合医療センター、岐阜県立多治見病院、岐阜県立下呂温泉病院(以下「3病院」という。)が調達する新人事給与システムを供給する者を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)によって選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 物品の概要

### (1) 物品名

新人事給与システム

### (2) 物品の内容

新人事給与システム要求仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

### (3) 納入期限

契約締結の日から平成32年3月19日まで(3月20日本稼働)

## 3 予定価格

### (1) 見積条件

#### ア 調達範囲

平成32年3月20日に稼働する新人事給与システムにかかる下記の費用とする。  
詳細については、仕様書を参照のこと。

- ・ ハードウェア費用(全てのサーバ、その他機器)
- ・ ソフトウェア費用
- ・ データ移行費用
- ・ ネットワーク接続費用
- ・ システム稼働時の教育・訓練(操作訓練)

#### イ 調達範囲外(参考見積)

システム稼働後に発生する以下の費用を見積もること。参考見積として扱い、今後の契約時に拘束する金額ではないが、審査の対象とする。

- ・ 保守費用(平成32年3月20日から平成37年3月31日までの約5年間分)

### (2) 見積想定価格

前記、「(1) 見積条件」の「ア 調達範囲」および「イ 調達範囲外(参考見積)」に対して下記の価格を想定価格として設定する。

#### ア 調達範囲

147,915,000円(消費税相当額を含まない)

#### イ 調達範囲外(参考見積)

61,110,000円(消費税相当額を含まない)

#### 4 プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりである。

スケジュール（一部予定）	
平成30年 9月18日（火）	公告 募集要項等の交付開始
9月18日（火）～ 9月21日（金）	参加資格要件確認書類に関する質問受付期間
9月26日（火）	参加資格要件確認書類に関する質問への回答通知
9月28日（金）	参加資格要件確認書類の受付締切
10月 2日（火）	参加資格要件確認結果の通知
10月 9日（火）	提案書等作成に関する質問受付締切
10月15日（月）	提案書等作成に関する質問回答期限
10月22日（月）	提案書等の受付締切
10月23日（火）～ 10月31日（水）	疑義照会期間 （疑義照会は必要に応じて実施する）
11月 6日（火）	プレゼンテーションの実施
11月上旬ごろ	審査結果の通知

※プレゼンテーションの実施時期については、変更する場合がある。

#### 5 募集要項等の交付期間及び場所

##### (1) 交付期間

平成30年9月18日（火）から平成30年9月28日（金）までの平日の9時00分から17時00分までの間。

##### (2) 交付方法

本資料を3病院のホームページ上で交付する。また、「14 交付資料（別添）」アからウの書類および要求仕様書に関しては、下記場所で交付する。

###### ア 場所

岐阜県総合医療センター 管理棟 6階 総務課

###### イ 担当連絡先

岐阜県総合医療センター 総務課人事労務担当

〒500-8717 岐阜県岐阜市野一色4-6-1

電話番号：058-246-1111（代表） 内線：5521

電子メールアドレス：info@gifu-hp.jp

#### 6 質問書の提出

各種質問は質問書（様式2及び3）の提出により行うこと。なお、質問書以外の方法による照会については回答しない。

(1) 参加資格要件確認書類作成に関する質問書（様式2）の提出期間

平成30年9月18日（火）9時00分から  
平成30年9月21日（金）17時00分まで

(2) 提案書等作成に関する質問書（様式3）の提出期間

平成30年9月18日（火）9時00分から  
平成30年10月 9日（火）17時00分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送のいずれかにより提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新人事給与システム調達質問書在中」と朱書きする。）とし、印刷物を添付し提出すること。なお、(1)又は(2)に定める提出期限までに到着するように郵送すること。

(4) 質問書提出先

上記5(2)と同じ。

## 7 本プロポーザルに係る参加資格要件の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下に定めるところにより、プロポーザル参加資格要件確認申請書をはじめとした参加資格要件の確認に必要な書類（以下「参加資格要件確認書類」という。）を提出し、プロポーザル参加資格要件の確認を受けなければならない。

なお、本プロポーザルにかかる参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、平成30年10月 2日（火）付けの書面で通知する。

また、「岐阜県共済組合提出データ作成マニュアル」、「3病院給与規程など」の資料については参加資格があると認められた者に限り、通知と合わせて郵送する。

(1) 提出期限

平成30年9月28日（金）17時00分

(2) 提出先

上記5(2)と同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新人事給与システム調達参加資格要件確認書類在中」と朱書きする。）とし、(1)に定める提出期限までに到達するよう郵送すること。

(4) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ プロポーザル参加資格要件確認申請書（様式4）
- ウ プロポーザル参加資格要件確認資料（様式5）

- エ 会社概要（様式 6）
- オ 稼働実績届け（様式 7）
- カ 稼働実績明細書（様式 8）

- (5) 参加資格要件に関する質問の受付  
前記 6 に定める方法により照会すること。

## 8 本プロポーザルに参加する者に必要な資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。なお、契約を締結するまでの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として、参加資格を取り消すものとする。

### (1) 参加資格要件

- ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- オ 破産法（平成 16 年法律 76 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- カ 岐阜県から岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置をプロポーザル参加資格確認申請日から平成 32 年 3 月 19 日までの期間内に受けていないこと。
- キ 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加資格確認申請日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ク 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。
- ケ 都道府県又は都道府県が設立した地方独立行政法人において、稼働実績（現在稼働していること。）を有する人事給与システムであること。

## 9 提案書等の提出

提案書等の提出は、上記7に定める参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

### (1) 提出期限

平成30年10月22日（月）17時00分

### (2) 提出先

上記5(2)に同じ。

### (3) 提出書類及び提出部数

新人事給与システム調達にかかる公募型プロポーザル提案書等作成要領（以下「提案書等作成要領」という。）を参照すること。

### (4) 提案書等の作成方法

提案書等の作成にあたっては、提案書等作成要領を参照すること。

### (5) 提出方法

持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新人事給与システム調達提案書等在中」と朱書きしたものに限る。）とし、(1)に定める提出期限までに、到着するよう郵送すること。

## 10 審査方法等

### (1) 提案者の失格事項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア この要項に定める手続以外の方法により3病院の職員にプロポーザルに対する援助を求めた場合。
- イ プレゼンテーションの開始時間に遅れた場合。
- ウ 各書類の提出方法及び提出期限に適合しない場合。
- エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- オ 虚偽の内容が記載されている場合。
- カ その他（提出された書類が次の各号のいずれかに該当するときは失格とする場合がある。）
  - ・ 様式に適合しない場合で、是正の指示に従わないとき
  - ・ 記載すべき事項以外の不適切な内容が記載されている場合

### (2) プレゼンテーションの実施

提出された提案書に基づいて、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションは、原則として本業務を実際に行う予定のプロジェクトマネージャ又はプロジェクトリーダーが参加するものとし、参加できる人数は原則6名以内とする。また、可能であれば、各病院を担当するサブリーダーも参加すること。

プレゼンテーションは、平成30年11月 6日(火)を予定しているが、詳細な日時、場所等については別途通知する。

## 1.1 審査及び結果の通知

選定委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を選定し通知する。

審査結果は、本プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知し、さらにホームページ上で公表する。

なお、審査における審査基準については、「新人事給与システム調達にかかる公募型プロポーザル審査基準書」を参照のこと。

## 1.2 契約の締結

審査結果に基づき、最優秀提案者と本業務について3病院と契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当する場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

## 1.3 その他

- ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- ウ 提出された書類は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。
- エ 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- オ 提出された書類は、返還しない。
- カ 参加資格要件確認書類、提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- キ 本業務の実施にあたり、提案書等に記載されたプロジェクトマネージャ、プロジェクトリーダーは、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができない。
- ク プロジェクトマネージャ、プロジェクトリーダーは特別の理由があると認めた場合を除き、本業務の開始日から本業務に従事すること。

## 1.4 交付資料（別添）

- ア 新人事給与システム調達にかかる公募型プロポーザル募集要項様式集【別添資料】
- イ 新人事給与システム調達にかかる公募型プロポーザル提案書等作成要領
- ウ 新人事給与システム調達にかかる公募型プロポーザル提案書等作成要領様式集【別添資料】